

1. 交付可能額について

第4回提出された交付金事業計画に対して行う交付可能額の通知は各県別に以下のとおり（県別、単位は億円）。

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	千葉県	長野県	合計
事業費	17.4	2,401.7	5,059.1	986.5	294.8	41.4	1.9	8,802.8
国費	13.8	1,953.4	4,134.8	788.4	223.9	32.1	1.6	7,148.0

(注) 計数は県別に集計した市町村事業、県事業を合計したものである。
 計数は精査の結果、今後変動があり得る。
 また、端数処理により合計と一致しない場合がある。

2. 主な事業

- 水産・漁港関連施設整備事業（29市町村、約415億円、うち水産業共同利用施設復興整備事業（民間公募型）、9市町、約141億円）
- 防災集団移転促進事業（23市町村（161地区）に対し、約1,807億円。これは24年度に大臣同意が見込まれる約2.5万戸分の事業費に対応するもの。（累計214地区、約2.7万戸分の事業費に対応。））
- 災害公営住宅整備事業（36市町村に対し、約1,945億円。これは24年度に事業着手する約6,200戸分の事業費に対応するもの。（累計約1.5万戸分の事業費に対応。））

(注) 計数は事業費

被災地における地盤の嵩上げについて

被災地からの要望が強い、地盤沈下した地区の地盤嵩上げについては、土地の具体的な利用見込みがあるなど、一定の要件を満たす市町村事業に効果促進事業等に対応する。

第4回における対応地区等

市町村(地区)	配分額
宮古市(鍬ヶ崎地区)	事業費約1.6億円(国費約1.3億円)
気仙沼市(鹿折、南気仙沼地区)	事業費約13.2億円(国費約10.6億円)
相馬市(尾浜、岩子地区)	事業費約2.8億円(国費約2.2億円)

(参考)

個別の地区ごとに以下の方針に基づき検討。

- ① 津波による著しい被害を受けた地域であり、地盤沈下により内水排除対策としての嵩上げが必要となった地区において、他の復興交付金事業と一体で行うまちづくり事業
- ② 市町村の復興計画等に位置づけられ、市町村が事業実施主体となって行う事業
- ③ 下水道事業を実施する場合と比較して安価であり、内水排除対策のために必要最低限度の高さまでの嵩上げを、地区内を一体として行う事業
- ④ 地区内の土地利用の方針に基づく具体的な事業所等の立地見込みがあり、地権者の同意を得た上で実施する事業

効果促進事業等の一括配分について

市町村の要望を踏まえ、一括配分した効果促進事業等により実施可能な対象事業を拡充し、市町村の幅広いニーズに対応する。

【第4回配分に際して拡充する対象事業】

- ・震災に起因して、被災地児童の部活動や地域内のスポーツ大会への参加に支障が生じている場合のバスの購入・借上げ又はバス運行委託
- ・市街地整備事業に伴い必要となる小規模な接続道路、歩道、水路等の改善整備
- ・市街地整備事業に伴い必要となる歩道橋、休憩所、道路照明等の整備
- ・被災住民の災害公営住宅の入居者募集手続き支援
- ・被災住民のがけ地近接等危険住宅移転事業交付手続き支援
- ・防災拠点・避難施設における災害情報通信機器の整備
- ・災害時の避難施設への発電設備の整備
- ・耐震性貯水槽の整備
- ・地域活性化ビジョンの作成 等

(参考)

第4回は、効果促進事業の一括配分として、3県31市町村に対して事業費約564億円(国費約451億円)を配分。

効果促進事業等の一括配分に係る運用の改善について

一括配分した効果促進事業等の使い勝手を更に良くするため、以下の点について措置。

○ 実施しようとする事業の内訳書の提出をもって、市町村が当該事業に着手できることを(交付要綱上)明確化する。

○ 担当省庁からの回答を受けて事業を実施したいとの市町村の要望を踏まえ、提出された内訳書に対しては、担当省庁から原則として3週間で修正の有無の回答を行うこととする。